



# 熊本県公報

第 1 1 9 9 2 号

平成 23 年 3 月 15 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○山鹿都市計画下水道事業山鹿公共下水道事業計画変更認可……	(下水環境課) 1
○障害者自立支援法に基づく事業者の辞退……	(障害者支援総室) 1
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止……	( " ) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……	( " ) 2
<b>公 告</b>	
○都市計画法による開発行為工事完了公告……	(建築課) 2
○争議行為の予告……	(労働雇用課) 2
○土地改良区清算人の就職の公告……	(農村計画・技術管理課) 3
○換地処分……	(農村整備課) 3
○県営土地改良事業計画の変更……	(農村計画・技術管理課) 4
○換地処分……	(農村整備課) 4
○争議行為の予告……	(労働雇用課) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成22年度鹿本地域保健医療推進協議会の開催……	(鹿本地域保健医療推進協議会) 5
○平成22年度第2回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門 部会の開催……	( " ) 5
○公示による通知……	(収用委員会) 5
○熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……	(人事委員会) 6
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……	( " ) 6
○熊本県病院事業の使用料及び手数料収納事務委託……	(病院局総務経営課) 6
○文化財保護審議会の会議の開催……	(文化課) 7
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……	(警察本部交通規制課) 7
○熊本県暴力団排除条例施行規則……	(警察本部組織犯罪対策課) 8
○熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取 の実施に関する規則……	( " ) 39
○熊本県暴力団排除条例第33条に規定する熊本県公安委員会 事務の警察署長への委任に関する規則……	( " ) 55
○公安委員会の掲示板の場所の告示……	( " ) 55

## 告 示

### 熊本県告示第265号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 山鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 山鹿都市計画下水道事業山鹿公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和44年12月9日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

### 熊本県告示第266号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条の規定により次の特定旧法指定施設等から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本菊陽学園 菊池郡菊陽町大字 曲手 8 1 1 番地	社会福祉法人 菊陽会 菊池郡菊陽町大字曲手 8 1 1 番地 田中 健二郎	平成 2 3 年 5 月 3 1 日	4312210018	知的障害 者通所授 産施設

**熊本県告示第 2 6 7 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者等から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 3 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援事業所 ステップ 1 八代市大村町 2 9 9 - 1	社会福祉法人 八代愛 育会 八代市二見本町 2 4 0 古田 利成	平成 2 3 年 3 月 3 1 日	4310200268	就労移行 支援

**熊本県告示第 2 6 8 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 3 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
社会福祉法人グリー ンコープふくしサー ビスセンターさくら んぼ玉名 玉名市立願寺 4 3 4	社会福祉法人グリー ンコープ 福岡市博多区博多 駅前一丁目 5 番 1 号 行岡 良治	平成 2 3 年 3 月 1 日	4310400272	居宅介護・ 重度訪問介 護

**公 告**

**熊本県公告第 1 3 1 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 3 年 3 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字鯉字杉ノ本 2 0 1 6 番 1 の一部  
3 3 1 . 0 5 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字鯉 2 7 4 4 番地 1  
岡 浩志

**熊本県公告第 1 3 2 号**

労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 3 7 条第 1 項の規定により健康保険病院

労働組合八代総合病院支部支部長から平成23年2月23日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。  
平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 争議行為の目的  
次の要求内容の完全獲得  
(1) 3回以上の契約更新をした臨時職員については、希望に応じて正規雇用とすること。  
(2) 一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。  
(3) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。  
(4) 目標管理制度を撤回し、成果主義賃金への移行を行わないこと。  
職種、年数ごとの賃金表を公開し、45歳以上の定期昇給を再開すること。  
他の公的な医療機関との賃金格差をなくし、職員のモチベーションの向上、優秀な人材の確保に努めること。  
(5) 増員・賃金・労働条件の改善  
(6) 臨時職員に関する要求  
(7) 患者サービス向上に関する要求  
(8) 施設・設備の改善に関する要求  
(9) その他の要求
- 2 争議行為の日時  
平成23年3月17日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所  
健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要  
健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

**熊本県公告第133号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により平成23年2月25日付けで解散を認可した天明新川土地改良区の清算人が次のとおり就職した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。  
平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
志 柿 茂喜	熊本市元三町二丁目6番3号
河 上 正弘	熊本市美登里町345番地
後 藤 英一	熊本市南高江四丁目2番7号
林 田 徳一	熊本市奥古閑町4202番地
井 上 恵一	熊本市護藤町2640番地
近 藤 博寿	熊本市近見六丁目20番85号
中 村 宣生	熊本市美登里町1261番地
園 田 頼昭	熊本市内田町637番地
松 村 朋和	熊本市御幸西一丁目7番23号
伊 藤 正一	熊本市御幸笛田五丁目4番31号
藤 本 喜久生	熊本市川口町2793番地
森 下 孝康	熊本市南高江一丁目4番37号
荒 崎 直之	熊本市銭塘町1263番地1
永 井 豊	熊本市海路口町2410番地
長 井 文夫	熊本市御幸木部三丁目6番1号

**熊本県公告第134号**

県営水俣・芦北地区（日添工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。  
平成23年3月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営御領北地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営御領北地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成23年3月16日から平成23年4月13日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

熊本県公告第136号

県営羊角湾周辺2期地区（下平前田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第137号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成23年3月1日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成23年3月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 争議行為の目的
  - (1) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
  - (2) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。医師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正及び福祉人材確保基本指針の実効性確保
  - (3) 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の廃止。患者負担増大反対。医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
  - (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
  - (5) 200万人以上看護体制を保障する大幅増員。夜勤交替制労働者の勤務時間は「一日8時間以内、週32時間、勤務間隔12時間以上」。長時間・2交替制勤務反対。ILO看護員条約の批准。准看護師養成停止、看護制度の一本化、2年課程対信での各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立
  - (6) 憲法9条を各県とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。米軍基地の撤去、日米安保条約廃棄。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など増税反対。TPP（環太平洋戦略的連携協定）参加反対。国会議員定数削減反対
- 2 争議行為の日時  
平成23年3月17日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
 

特定医療法人芳和会	くわみず病院（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	本部事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	平和クリニック（熊本市本荘二丁目15-18）
特定医療法人芳和会	くすのきクリニック（熊本市龍田五丁目1-41）
特定医療法人芳和会	菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
特定医療法人芳和会	水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
特定医療法人芳和会	神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）
特定医療法人芳和会	八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
特定医療法人芳和会	天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）
特定医療法人ピネル会	ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目8-33）

社会福祉法人くまもと福祉会 特別養護老人ホームたくまの里（熊本市御領一丁目13-26）

#### 4 争議行為の概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

### 登載依頼

#### 鹿本地域保健医療推進協議会公告第2号

平成22年度第2回鹿本地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年3月15日

鹿本地域保健医療推進協議会長

#### 1 開催日時

平成23年3月17日（木） 午後2時から午後4時まで

#### 2 場所

山鹿市山鹿1026-3  
鹿本地域振興局 3階 大会議室

#### 3 議題

- (1) 第5次鹿本地域保健医療計画について
- (2) 救急医療専門部会開催報告
- (3) その他

#### 4 傍聴者の定員

10人

#### 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

#### 6 問い合わせ

山鹿市山鹿465-2  
鹿本地域保健医療推進協議会事務局  
（山鹿保健所総務企画課）  
山鹿市山鹿465-2  
（電話0968-44-4121）

#### 鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成22年度第2回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年3月15日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

#### 1 開催日時

平成23年3月17日（木） 午後1時20分から午後1時50分まで

#### 2 開催場所

山鹿市山鹿1026-3  
熊本県鹿本地域振興局 3階小会議室

#### 3 議題

- (1) 鹿本地域病院群輪番制病院の平成23年度実施計画について
- (2) その他

#### 4 傍聴者の定員

10人

#### 6 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

#### 6 問い合わせ先

山鹿市山鹿465-2  
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
（熊本県山鹿保健所総務企画課内）  
（電話0968-44-4121）

#### 熊本県収用委員会公告第2号

公 示 に よ る 通 知

熊本県玉名市立願寺字吉山原1556番の土地所有者  
 登記名義人(亡)殖田ミワ  
 上記相続人(亡)村上ミツ  
 上記相続人 存否不明  
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

平成23年3月4日付け熊収第83号の書面(一般国道208号改築工事(玉名バイパス・熊本県玉名市立願寺字松尾地内から同市岱明町開田字京塚地内まで)及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用案件の審理開催通知書)  
 (注意)上記書面を受領しないときは、平成23年4月5日をもって書面の通知があったものとみなされます。  
 平成23年3月15日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成23年3月15日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第7号**

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員の任用に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
 第7条第1項中「熊本県公報に登載」を「熊本県ホームページ(「<http://www.pref.kuamamoto.jp/>」)のドメイン名を有するファイルの総体をいう。)に掲載」に改める。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成23年3月15日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第8号**

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
 第1条 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。  
 別表第1警察の部警察本部の項中「刑事指導官」を「刑事指導官 広域捜査官」に改める。  
 第2条 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。  
 別表第1警察の部警察本部の項中「刑事調査官」を「検視官」に改める。  
 別表第2の2公安職給料表の表中

「

5種	68,900円	を
6種	60,300円	

」

「

5種	68,900円	に改める。
6種	60,300円	
7種	51,600円	

」

附 則  
 この規則は、平成23年3月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

**熊本県病院局告示第1号**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。  
 平成23年3月15日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

- 1 委託の内容  
 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条に規定する使用料及び手数料
- 2 委託の相手方

- 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 契約締結日  
平成23年2月18日
- 

**熊本県文化財保護審議会公告第3号**

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成23年3月15日

熊本県文化財保護審議会

- 1 開催日時  
平成23年3月23日（水）  
午後2時30分から
  - 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺6-18-1  
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
  - 3 議題  
(1) 文化財の県指定等について  
(2) その他
  - 4 傍聴者の定員  
5人
  - 5 傍聴手続  
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
  - 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺6-18-1  
熊本県教育庁文化課  
(電話096-333-2705)
- 

**熊本県公安委員会規則第3号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号イ中「第11条」の次に「及び令第27条」を加える。  
別表第1の3一般国道208号の項中「立願寺字松尾1392番1」を「岱明町西照寺字大浦659番2」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

---





出書により、当該申出をする者の住居地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(通告の方法)  
第11条 条例第25条の規定による通告は、別記様式第9号の通告書を送達して行うものとする。

(調査の要求等)  
第12条 条例第28条の規定による資料の提出又は説明の要求は、別記様式第10号の資料提出・説明要求書を送達して行うものとする。

2 前項に規定する要求を受けた者は、公安委員会に対し、別記様式第11号の資料提出・説明書を提出しなければならない。ただし、口頭による説明のみを要求されたときは、この限りでない。

3 第1項の規定による要求については、当該要求の日から、資料の提出又は書面による説明にあつては当該提出又は当該説明すべき期間の末日まで、口頭による説明にあつては当該説明すべき日までに、それれが相当の期間をおくものとする。

4 第1項に規定する要求を受ける者が当該要求に係る期間内に資料提出・説明書を提出しなかつたとき又は口頭による説明を行う期日に出席しなかつたときは、これを拒んだものとみなす。

(口頭による説明の聴取)  
第13条 公安委員会は、条例第28条の規定により口頭による説明を要求したときは、熊本県警察本部長(第17条第1項及び第22条において「警察本部長」という。)が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 前項の規定により口頭による説明を要求された者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記様式第12号の説明期日等変更申出書によりその期日又は場所の変更を申し出るこ

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の期日又は場所を変更することはできない。

4 公安委員会は、前項の規定により説明の期日若しくは場所を変更したとき又は第2項の規定による申出を受けられた場合において説明の期日及び場所を変更しなかつたときは、速やかに、その旨を口頭による説明を要求した者に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、別記様式第13号の説明期日等決定通知書を送達して行うものとする。

(勧告の方法)  
第14条 条例第29条の規定による勧告は、別記様式第14号の勧告書を送達して行うものとする。

(事実の公表の方法及び内容)  
第15条 条例第30条の規定による公表は、熊本県公報への掲載により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第30条の規定により公安委員会が公表をしようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(意見陳述の機会の付与)  
第16条 条例第31条の規定により意見を述べる機会を与えるときにおける通知は、別記様式第15号の意見陳述通知書を送達して行うものとする。

2 条例第31条に規定する公表に係る者(以下この条において「公表に係る者」という。)は、公安委員会に対し、別記様式第16号の意見陳述書を提出することができる。ただし、口頭による意見陳述の機会は、この限りでない。

3 公表に係る者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

4 第1項の規定による通知については、当該通知の日から、意見陳述書の提出にあつては当該提出すべき期間の末日まで、口頭による意見陳述にあつては当該意見陳述すべき日までに、それぞれ相当な期間をおくものとする。

5 公表に係る者が前項に規定する期間の末日までに意見陳述書を提出しなかつたとき又は同項に規定する意見陳述すべき日に出頭しなかつたときは、意見がなかつたものとみなす。

(口頭による意見の聴取)  
第17条 公安委員会は、条例第31条の規定により口頭による意見陳述の機会を与えたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

2 前項の規定により口頭による意見陳述の機会を与えられた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記様式第17号の意見陳述期日等変更申出書によりその期日又は場所の変更を申し出るこ

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見陳述の期日又は場所を変更することはできない。

4 公安委員会は、前項の規定により意見陳述の期日若しくは場所を変更したとき又は第2項の規定による申出を受けられた場合において意見陳述の期日及び場所を変更しなかつたときは、速やかに、その旨を口頭による意見陳述の機会を与えた者に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、別記様式第18号の意見陳述期日等決定通知書を送達して行うものとする。

(代理人の選任)  
第18条 条例第28条の規定により資料の提出若しくは説明を要求された者又は条例第31条の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下この条において「資料提出

- 者等」という。)は、代理人を選任することができる。
- 2 前項に規定する代理人は、当該一切の委任行為を資する者等のために、資料の提出若しくは説明又は意見陳述に關する代理を委任することができる。
  - 3 資料提出者等は、第1項の規定により代理人を選任するときは、別記様式第19号の代理人選任届出書を公安委員会に提出し、及び当該代理人の資格を証明しなければならない。
  - 4 資料提出者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、別記様式第20号の代理人資格喪失届出書により、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
- (書類の送達)
- 第19条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類(以下「送達書類」という。)は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に關する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達によるもの送達を受けなければならない。
- (郵便又は信書便による送達)
- 第20条 公安委員会は、郵便により送達書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いにより送達書類を発送する場合において必要があると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。
- 2 公安委員会は、郵便又は信書便により送達書類を発送した場合には、その書類の名称、その送達を受けなければならない者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に關する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。
- (交付送達)
- 第21条 交付送達は、警察職員が、送達書類を送達すべき場所において、その送達を受けなければならない者に対し、別記様式第21号の受領確認書を徴収するのと引換えに当該送達書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
- 2 警察職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める行為により、前項の規定による交付送達に代えることができる。
    - (1) 送達すべき場所において送達書類の送達を受けなければならない者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で当該書類の受領について相当のわきまのあるもの(以下「使用人等」という。)に対し、受領確認書を徴収するのと引換えに当該書類を交付すること。
    - (2) 送達書類の送達を受けなければならない者その他使用人等が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由なく当該書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に当該書類を差し置くこと。
  - 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達をした場合について準用する。この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に關する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又は差し置いた」と読み替えるものとする。
- (委任)
- 第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、警察本部長が別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は同年7月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

(その 1)

182

162

75

管理番号

20

170 257

熊本県警シンボルマスコット「ゆっぴー」

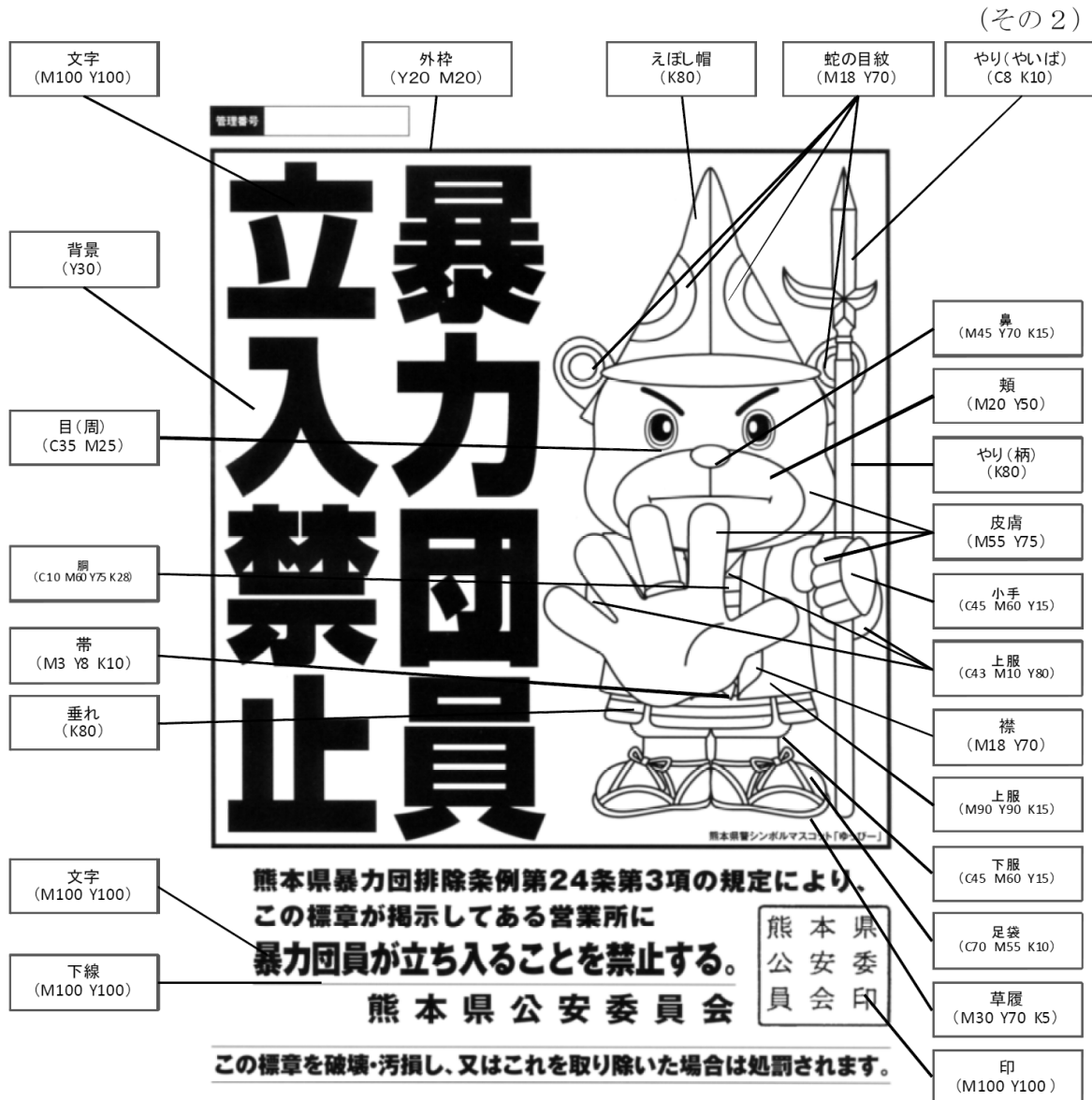
**熊本県暴力団排除条例第24条第3項の規定により、  
この標章が掲示してある営業所に  
暴力団員が立ち入ることを禁止する。**

**熊本県公安委員会**

熊本県  
公安委  
員会印

**この標章を破壊・汚損し、又はこれを取り除いた場合は処罰されます。**

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。



備考

- 1 括弧内に示している色以外の部分の色は、黒色の部分は黒色、白色の部分は白色とする。
- 2 括弧内のアルファベットはカラー印刷をする場合におけるインクの4原色（Cは青、Mは赤、Yは黄色及びKは黒）を示し、括弧内の数字は掛け合わせる4原色の色濃度（単位は、パーセントとする。）を示す。

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)

(表)

	※受理年月日		※交付年月日	
	※受理番号		※交付番号	
<p><b>標 章 掲 示 申 出 書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>熊本県暴力団排除条例第 2 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
営業を営む者	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
	住 所			
	本 籍			
営 業 の 種 別				
営 業 所 の 名 称				
営 業 所 の 所 在 地	郵便番号 (      —      )			
	電話番号 (      —      —      )			

備考

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 日本国民でない者は、本籍欄は国籍を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

営業所の管理責任者	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	住 所	
	本 籍	
掲示する標章の枚数	枚	
申 出 の 理 由		

備考

- 1 日本国民でない者は、本籍欄は国籍を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

	※受理年月日		※交付年月日	
	※受理番号		※交付番号	
<p><b>申 出 内 容 変 更 等 届 出 書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <p>熊本県暴力団排除条例施行規則第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
届け出ようとする事項	<input type="checkbox"/> 標章を掲示しようとするときに申し出た内容の変更 <input type="checkbox"/> 標章が滅失又は損傷したこと。 <input type="checkbox"/> 標章の識別が困難となったこと。			
届 出 理 由				
変更があった内容	変 更 前		変 更 後	

備考

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 届け出ようとする事項欄は、該当する□に印を付けること。
- 3 変更があった内容欄は、標章を掲示しようとするときに申し出た内容の変更に係る届出の場合にのみ、記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 4 号 (第 8 条関係)

(表)

熊本県公安委員会達第 号

住所

氏名

年 月 日生

### 立 入 中 止 命 令 書

熊本県暴力団排除条例第 2 4 条第 4 項の規定により、下記のとおり命じます。

記

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。



(裏)


教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部組織犯罪対策課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5 号 (第 8 条関係)

(表)

熊本県	警察署達第	号
	住所	
	氏名	
	年	月 日生
<b>立 入 中 止 命 令 書</b>		
熊本県暴力団排除条例第 2 4 条第 4 項の規定により、下記のとおり命じます。		
記		
命 令 の 内 容		
命 令 を す る 理 由		
	年	月 日
	熊本県	警察署長 

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

## 教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部組織犯罪対策課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 号 (第 8 条関係)

(表)

熊本県公安委員会達第 号

住所

氏名

年 月 日生

### 立 入 防 止 命 令 書

熊本県暴力団排除条例第 2 4 条第 5 項の規定により、下記のとおり命じます。

記

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

## 教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部組織犯罪対策課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 7 号 (第 9 条関係)

※受理年月日		※受理番号		※除去年月日	
<p><b>標 章 除 去 申 出 書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>熊本県暴力団排除条例第 2 4 条第 6 項の規定により、下記のとおり申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
営業の種別					
営業所の名称					
営業所の所在地	郵便番号 (      -      )				
	電話番号 (      -      -      )				
営業所の管理責任者	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
	住 所				
	本 籍				
取り除く標章の番号					
申 出 の 理 由					

備考

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 日本国民でない者は、本籍欄は国籍を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。


別記様式第 8 号 (第 1 0 条関係)

		※受理年月日		※受理番号	
<b>援 助 申 出 書</b>					
年 月 日					
熊本県警察本部長 殿					
住所又は居所					
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>					
連 絡 先					
電話番号 (   -   -   )					
熊本県暴力団排除条例 <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> 第 2 5 条 <span style="font-size: 1.2em;">〕</span> 第 2 7 条 の規定により援助を受けたいので、下記のとおり 申し出ます。					
記					
援助を求めるに至った経緯 (内容) 等					

備考

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 法人その他の団体が申し出る場合は、住所又は居所にあってはその主たる事務所の所在地を、氏名にあってはその名称及び代表者の氏名を、連絡先にあっては担当者の氏名及び連絡先を、それぞれ記入すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 9 号 (第 1 1 条関係)

第 号	
住所	
氏名	
年 月 日生	
<b>通 告 書</b>	
熊本県暴力団排除条例第 2 5 条の規定により、下記のとおり通告します。	
記	
通告の内容	
通告をする理由	
年 月 日	
熊本県警察本部長 	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙の記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。



別記様式第 1 0 号 (第 1 2 条関係)

(表)

熊公委第 号	
<b>資 料 提 出 ・ 説 明 要 求 書</b>	
年 月 日	
殿	
熊本県公安委員会 印	
<p>熊本県暴力団排除条例第 2 8 条の規定により、下記のとおり</p> <div style="float: right; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">       資料の提出        書面又は口頭による説明        口頭による説明     </div> <p>を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
資料を提出し、又は書面により説明すべき期間	
口頭により説明すべき期日及び場所	年 月 日
資料の提出又は説明を求める理由	
備考 資料の提出又は説明に際しての注意事項は裏面のとおりです。	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

## 資料の提出又は説明に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく資料の提出若しくは説明を拒んだ者又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行った者は、熊本県暴力団排除条例第 29 条第 2 項の規定により、勧告の対象となります。さらに、正当な理由がなくこの勧告に従わない者は、同条例第 30 条の規定により、その旨を公表する対象となります。
- 2 資料提出・説明書には、この要求書の文書番号及び日付を記入する必要があります。なお、口頭のみによる説明を求められた場合は、資料提出・説明書の提出は必要ありません。
- 3 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由により当該説明すべき期日又は場所に出頭できないときは、熊本県公安委員会に対し、説明期日等変更申出書によりそれらの変更を申し出ることができます。
- 4 代理人をして資料の提出又は説明を行わせることができます。その場合は、熊本県公安委員会に対し、この要求書の文書番号及び日付を記入した代理人選任届出書を提出する必要があります。
- 5 口頭により説明すべき期日に出頭する者は、この資料提出・説明要求書を持参してください。
- 6 その他

## (1) 資料及び説明のための書面の提出先

郵便番号 862-8610

所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

宛 名 熊本県公安委員会（熊本県警察本部組織犯罪対策課取扱い）

## (2) 連絡先

電話番号 096-381-0110

担当係 熊本県警察本部組織犯罪対策課 係

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

<b>資 料 提 出 ・ 説 明 書</b>	
年 月 日	
熊本県公安委員会 殿	
住所	
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
熊本県暴力団排除条例施行規則第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり提出します。	
記	
資料提出・説明要求書 の日付及び文書番号	年 月 日付け熊公委第 号
提出資料又は説明の内容	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)

説 明 期 日 等 変 更 申 出 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日に

において行われる口頭

による説明の〔期日〕  
〔場所〕については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申  
し出ます。

記

資料提出・説明要求書  
の日付及び文書番号

年 月 日付け熊公委第 号

理 由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 1 3 号 (第 1 3 条関係)

熊公委第 号

**説 明 期 日 等 決 定 通 知 書**

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日に において行うこととし

ていた口頭による説明の [ 期 日 ] を下記のとおり [ 変更する ] 決定をしたので、通知  
[ 場 所 ] [ 変更しない ]

します。

記

資料提出・説明要求書 の日付及び文書番号	年 月 日付け熊公委第 号	
口頭による説明の期日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
口頭による説明の場所	変 更 前	変 更 後

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 4 号 (第 1 4 条関係)

熊公委第 号

住所

氏名

年 月 日生

勸 告 書

熊本県暴力団排除条例第 2 9 条 [ 第 1 項 第 2 項 ] の規定により、下記のとおり勸告します。

なお、正当な理由がなくこの勸告に従わないときは、その旨を公表することがありますので、御承知ください。

記

勸告の内容		
勸告をする理由	第 29 条 第 1 項	<input type="checkbox"/> 第 16 条 第 2 項 違反 (不動産の譲渡等をしようとする者の責務) <input type="checkbox"/> 第 17 条 第 2 項 違反 (不動産の譲渡等の代理等をする者の責務) <input type="checkbox"/> 第 19 条 第 1 項 違反 (暴力団員等に対する金品等の供与の禁止) <input type="checkbox"/> 第 19 条 第 2 項 違反 ( 同 上 ) <input type="checkbox"/> 第 20 条 第 1 項 違反 (暴力団員等が金品等の供与を受けることの禁止) <input type="checkbox"/> 第 20 条 第 2 項 違反 (暴力団員等が事業者に金品等の供与をさせることの禁止)
	第 29 条 第 2 項	<input type="checkbox"/> 第 28 条 の規定による求めに対し正当な理由がなく資料の提出又は説明を拒んだこと。 <input type="checkbox"/> 第 28 条 の規定による求めに対し虚偽の資料の提出又は説明を行ったこと。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 勸告をする理由欄は、該当する□に印を付けること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 5 号 (第 1 6 条関係)

(表)

熊公委第 号					
<b>意見陳述通知書</b>					
年 月 日					
殿					
熊本県公安委員会					
<p>あなたに対し、熊本県暴力団排除条例第 3 1 条の規定による公表に係る意見陳述を、        下記のとおり <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">書面又は口頭</td> <td style="padding: 2px 5px;">書面</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">口頭</td> <td style="padding: 2px 5px;">口頭</td> </tr> </table>       により行うことを求めますので通知します。</p>		書面又は口頭	書面	口頭	口頭
書面又は口頭	書面				
口頭	口頭				
記					
公表の原因となる事実	<input type="checkbox"/> 第16条第2項違反 (不動産の譲渡等をしようとする者の責務) <input type="checkbox"/> 第17条第2項違反 (不動産の譲渡等の代理等をする者の責務) <input type="checkbox"/> 第19条第1項違反 (暴力団員等に対する金品等の供与の禁止) <input type="checkbox"/> 第19条第2項違反 ( 同 上 ) <input type="checkbox"/> 第20条第1項違反 (暴力団員等が金品等の供与を受けることの禁止) <input type="checkbox"/> 第20条第2項違反 (暴力団員等が事業者に金品等の供与をさせることの禁止)				
予定される公表内容	<input type="checkbox"/> 第28条の規定による求めに対し正当な理由がなく資料の提出又は説明を拒んだこと。 <input type="checkbox"/> 第28条の規定による求めに対し虚偽の資料の提出又は説明を行ったこと。				
書面により意見陳述すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで				
口頭により意見陳述すべき期日及び場所	年 月 日				

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 公表の原因となる事実欄は、該当する□に印を付けること。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

意見の陳述に際しての注意事項

- 1 意見陳述書には、この通知書の文書番号及び日付を記入する必要があります。  
なお、口頭のみによる意見陳述を求められた場合は、意見陳述書の提出は必要ありません。
- 2 意見陳述に当たり、証拠資料を提出することができます。
- 3 口頭による意見陳述を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由により当該意見陳述すべき期日又は場所に出頭できないときは、熊本県公安委員会に対し、意見陳述期日等変更申出書によりそれらの変更を申し出ることができます。
- 4 代理人をして意見陳述を行わせることができます。その場合は、熊本県公安委員会に対し、この通知書の文書番号及び日付を記入した代理人選任届出書を提出する必要があります。
- 5 口頭により意見陳述すべき期日に出頭する者は、この意見陳述通知書を持参してください。
- 6 その他

(1) 意見陳述のための書面及び証拠資料の提出先

郵便番号 862-8610

所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

宛 名 熊本県公安委員会（熊本県警察本部組織犯罪対策課取扱い）

(2) 連絡先

電話番号 096-381-0110

担当係 熊本県警察本部組織犯罪対策課 係

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第 1 6 号 (第 1 6 条関係)

意見陳述書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

印

熊本県暴力団排除条例施行規則第 1 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

意見陳述通知書  
の日付及び文書番号

年 月 日付け熊公委第 号

公表の原因となる  
事実に対する意見

証拠資料の有無

有り ( )

無し

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠資料の有無欄は、該当する口印を付けること。「有り」の口印を付けたときは、括弧内にその内容を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 7 号 (第 1 7 条関係)

### 意見陳述期日等変更申出書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日に

において行われる口頭

による意見陳述の〔期日〕〔場所〕については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

#### 記

意見陳述通知書  
の日付及び文書番号

年 月 日付け熊公委第 号

理 由

#### 備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 1 8 号 (第 1 7 条関係)

熊公委第 号

意見陳述期日等決定通知書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日に において行うこととし

ていた口頭による意見陳述の [ 期日 ] を下記のとおり [ 変更する ] 決定をしたので、  
[ 場所 ] [ 変更しない ]  
通知します。

記

意見陳述書の日付及び文書番号	年 月 日付け熊公委第 号	
口頭による意見陳述の期日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
口頭による意見陳述の場所	変 更 前	変 更 後

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 19 号 (第 18 条関係)

### 代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

㊦

私は、熊本県暴力団排除条例施行規則第 18 条第 1 項の規定により下記のとおり代理人を選任し、資料の提出・説明 意見陳述 に関する一切の行為をすることを委任したので、私に代わって出頭させます。

記

代理人

住所

氏名

( 歳)

職業

当事者との関係

備考

- 1 代理人に対して資料の提出若しくは説明又は意見陳述に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 0 号 (第 1 8 条関係)

### 代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

私の代理人はその資格を失ったので、熊本県暴力団排除条例施行規則第 1 8 条第 4 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

資料提出・説明要求書 又は意見陳述通知書 の日付及び文書番号	年 月 日付け熊公委第 号	
代理権喪失の原因	<input type="checkbox"/> 委任の解除 <input type="checkbox"/> 委任者又は代理人の死亡 <input type="checkbox"/> 委任者又は代理人が破産手続開始の決定を受けたこと。 <input type="checkbox"/> 代理人が後見開始の審判を受けたこと。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
代 理 人	住所	郵便番号 (      -      )
		電話番号 (      -      -      )
	氏 名	
	職 業	
	委任者との関係	

備考

- 1 代理権喪失の原因欄は、該当する□に印を付けること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 2 1 号 (第 2 1 条関係)

### 受 領 確 認 書

送達を受けるべき者〔 〕

に対する送達書類〔

( 年 月 日付け 第 号) 〕については、

年 月 日 午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

④

送達を受けるべき者との関係

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則を次のように定める。  
平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫  
熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 主宰者（第2条―第8条）
- 第3章 代理人、補佐人、参考人等（第9条―第13条）
- 第4章 意見聴取準備のための手続（第14条―第17条）
- 第5章 意見聴取
  - 第1節 意見聴取の進行（第18条―第26条）
  - 第2節 意見聴取の会場における秩序の維持（第27条―第30条）
  - 第3節 証拠調べ（第31条―第39条）
  - 第4節 意見聴取調書（第40条・第41条）
- 第6章 雑則（第42条―第44条）

附則

第1章 総則

（定義）

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 当事者 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第32条第1項に規定する命令（以下「命令」という。）に係る者をいう。
- (2) 代理人 当事者の委任を受け当事者に代わって条例第32条第1項に規定する意見聴取（以下「意見聴取」という。）に出頭し、当事者のために意見聴取に関する一切の手続をする者という。
- (3) 補佐人 意見聴取において当事者又はその代理人が意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することについて当事者又はその代理人を補佐する者をいう。
- (4) 参考人 意見聴取において、意見聴取に係る事案に関する専門的事項、当該事案の事実関係等について証言する者であって、前3号に掲げる者以外のものをいう。

第2章 主宰者

（主宰者）

第2条 意見聴取は、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が主宰する。  
 2 公安委員会は、必要があると認めるときは、公安委員会が指名する公安委員（以下「指名公安委員」という。）又は次条の意見聴取官に意見聴取を主宰させることができる。ただし、命令をしようとする理由に重大な争点があると認める事案に係る意見聴取については、意見聴取官に主宰させることができない。

（意見聴取官）

第3条 意見聴取官は、意見聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる熊本県警察の職員（以下「職員」という。）で警視以上の階級にある警察官（これに相当する職にある職員を含む。）のうちから熊本県警察本部長が指名する。  
 2 意見聴取官は、前条第2項本文の規定により意見聴取を主宰し、並びに公安委員会又は指名公安委員が主宰する意見聴取について公安委員会から求められた場合にはこれに陪席して主宰者を補佐し、及び意見聴取に関し公安委員会から命ぜられた事務を処理するものとする。

（除斥事由）

第4条 主宰者（公安委員会が主宰者である場合にあつては、出席する公安委員。以下この条、次条第1項及び第6条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。  
 (1) 主宰者が当事者若しくはその代理人又は補佐人であるとき又はあつたとき。  
 (2) 主宰者が当事者の4親等内の親族であるとき又はあつたとき。  
 (3) 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。  
 (4) 主宰者が事案について参考人となつたとき。

（忌避の申出）

第5条 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し、意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、主宰者の忌避（第27条第3号を除き、以下「忌避」という。）を申し出ることができる。  
 (1) 主宰者が事案の関係人（条例第24条第3項の規定に違反する行為の相手方をいう。次号及び第3号において同じ。）であるとき。  
 (2) 主宰者が事案の関係人の4親等内の親族であるとき又はあつたとき。  
 (3) 主宰者が事案の関係人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。  
 2 前項の規定により忌避の申出をしようとする者は、理由を明らかにして申し出なければならない。

- (忌避の申出の時期)
- 第6条 当事者又はその代理人が第19条第2項の規定により意見の陳述をしたときは、忌避を申し出ることはできない。ただし、忌避の原因がその後生じたときは、この限りでない。
- (手続の停止)
- 第7条 主宰者は、忌避の申出があつたときは、手続を停止するものとする。ただし、当該申出が手続を遅延させるのみで行われたことが明らかであると認められる場合その他忌避の申出に理由がないと明らかに認められる場合であつて、主宰者がこれを却下したときは、この限りでない。
- (忌避の申出についての措置)
- 第8条 公安委員会は、忌避の申出があつたときは、直ちに、これを審査しなければならない。
- 2 忌避の申出に係る公安委員は、前項の審査の議決に関与することができない。ただし、意見を述べることを妨げない。
- 3 公安委員会は、忌避の申出に理由があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める措置を執らなければならない。
- (1) 公安委員会が主宰者である場合における意見聴取に出席する公安委員 その公安委員が主宰者の職務の執行から除外する指名を撤回すること。
- (2) 意見聴取官 その意見聴取官を交代させること。
- (3) 意見聴取官 その意見聴取官を交代させること。
- 第3章 代理人、補佐人、参考人等
- (代理人)
- 第9条 当事者は、意見聴取に代理人を出席させようとするときは、意見聴取の期日までに、当該代理人の氏名、住所及び当番と関係する別記様式第1号の代理人選任届書等を公安委員会に提出し、かつ、第23条第1項の規定により意見聴取が継続される場合においては、次の回期日において行う意見聴取に引き続き出席させようとする代理人については、この限りでない。
- 2 前項の代理人選任届書には、当事者に対する旨を明示した書面を添付しなければならない。
- (補佐人)
- 第10条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させるようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日までに、補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる意見聴取については、この限りでない。
- (1) 第14条第1項の規定により通知される期日において行う意見聴取(第16条第2項の規定による変更の期日において行う意見聴取を含む。次号において同じ。) 当該通知された期日前4日
- (2) 第23条第2項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前4日以内で主宰者が定める日
- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。
- 3 補佐人は、第1項の許可があつた場合には、当事者又はその代理人とともに意見聴取に出席し、意見を述べ、その他必要な補佐をすることができる。
- 4 補佐人の陳述は、当事者又はその代理人が直ちに取消しないときは、自ら陳述したもののみならず。
- 第11条 主宰者は、当事者が事案について必要な陳述をすることができないと認めるときは、相当のわきまのある者を補佐人として付き添わせることを勧告することができる。
- (参考人)
- 第12条 主宰者は、当事者の申出により又は職権で、意見聴取に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者、意見聴取に係る事案に関する者その他適当と認める者に対し、参考人として意見聴取への出席を求めすることができる。
- 2 当事者は、前項の申出をしようとするときは、第10条第1項各号に掲げる意見聴取への出席を求め、かつ、前項の申出に係る者の氏名、住所及び証言の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。
- 3 主宰者は、前項の申出に係る者を参考人として意見聴取への出席を求める場合には、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。
- (立会警察職員)
- 第13条 主宰者は、必要があると認めるときは、意見聴取に係る事案の処理に関する業務を取り扱う職員に対し、立会警察職員として意見聴取に出席させ、及び命令をしようとする理由その他必要な事項について説明をさせることができる。
- 第4章 意見聴取準備のための手続
- (意見聴取の通知)
- 第14条 意見聴取に係る条例第32条第2項の規定による通知は、別記様式第2号の意見聴取通知書を送達して行う。
- 2 前項の意見聴取通知書には、次に掲げる事項を記載して教示するものとする。



- (1) 意見聴取に出頭しなかった場合の措置
  - (2) 代理人を選任することができる旨
  - (3) 意見聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる旨
- 3 第1項の通知は、意見聴取の期日の7日前までにしなければならない。  
(意見聴取の公示)
- 第15条 条例第32条第2項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項に規定する公示について準用する。  
(意見聴取の期日及び場所の変更)
- 第16条 第14条第1項の通知を受けた者(第23条第2項の通知を受けた者を含む。)は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、別記様式第3号の意見聴取期日(場所)変更申出書により、意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
- 2 公安委員会は、前項の申出により又は職権で、意見聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定により意見聴取の期日又は場所を変更したときは、その旨を別記様式第4号の意見聴取期日(場所)変更通知書により当事者に通知するとともに、公示しなければならない。
- 4 前条第1項の規定は、前項に規定する公示について準用する。  
(陳述書)
- 第17条 主宰者は、意見聴取を効率的に行うため必要があると認める場合において、当事者の同意があるときは、意見聴取の期日に先立ち、当事者に対し、事案についての意見を陳述した書面(次項において「陳述書」という。)の提出を求めることができる。
- 2 当事者は、意見聴取の期日に先立ち、主宰者に対し、陳述書を提出することができる。
- 第5章 意見聴取
- 第1節 意見聴取の進行
- (意見聴取の方法)
- 第18条 意見聴取は、口頭により行う。  
(冒頭手続)
- 第19条 主宰者は、意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に対し、命令をしようとする理由を告げなければならない。
- 2 当事者又はその代理人は、前項の規定により告げられた理由に関し、意見を述べることができる。  
(証拠調べ)
- 第20条 主宰者は、前条の手続が終わった後に、証拠調べを行うものとする。
- 2 証拠調べは、第38条に規定する場合を除き、意見聴取の期日に行わなければならない。  
(釈明)
- 第21条 主宰者は、必要があると認めるときは、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又はその代理人に対し、問いを發し、又は立証を促すことができる。  
(意見聴取における発言等)
- 第22条 意見聴取においては、当事者、代理人、補佐人、参考人及び第13条に規定する立会警察職員に限り、意見の陳述、証言、説明その他の発言をすることができる。
- 2 前項の規定により発言することができる者は、意見聴取において発言しようとするときは、主宰者の許可を受けなければならない。
- 3 主宰者は、前項に規定する許可を受けて意見聴取において発言する者が事案の範囲を超えて発言するとき、その他意見聴取における審理の適正な進行を図るため必要があると認めるときは、その発言を制限することができる。  
(意見聴取の続行)
- 第23条 主宰者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに意見聴取の期日及び場所を定めて意見聴取を続行するものとする。
- (1) 天災、当事者又はその代理人の病気その他のやむを得ない理由により意見聴取を中断したとき。
  - (2) 期日において行われた意見聴取では命令をしようかについての決定をするに熟さないと認めるとき。
- 2 前項の規定により定めた意見聴取の期日及び場所については、別記様式第5号の意見聴取続行通知書を送達することにより当事者に通知するとともに、公示しなければならない。ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、当事者への通知については、意見聴取続行通知書の送達に代えて、これらの事項を口頭で告げれば足りる。
- 3 第15条第1項の規定は、前項に規定する公示について準用する。  
(意見聴取の終結)
- 第24条 主宰者は、前条第1項第2号に規定する決定をするに熟すると認めるときは、意見聴取を終結する。
- 2 前項の規定にかかわらず、主宰者は、当事者又はその代理人が主宰者の問いに答えず、その他意見を述べ有利な証拠を提出する機会を放棄したと認められるとき、又は第30条の規定により退場を命ぜられたときは、意見聴取を終結することができる。

- (意見聴取の状況の報告)

第25条 指名公安委員又は意見聴取官が意見聴取を主宰した場合においては、これらの者は、これらによる意見聴取(第23条第1項の規定により作成した意見聴取の期日における意見聴取をいう。以下この条及び第40条第1項において同じ。)の終了後速やかに、同項の規定によらずに作成した意見聴取の状況を報告しなければならない。

(非公開とする場合の手続)
- 第26条 主宰者は、条例第32条第1項ただし書の規定により意見聴取を公開しないこととする。とす場合、傍聴人による意見聴取の会場の維持を命じ、公開しないこととする。とす事由なく、再び公開する場合における秩序の維持(傍聴に對する措置)

第27条 主宰者は、意見聴取の会場における秩序を維持するために必要があると認めるときは、職員をして次に掲げる措置をとらせしめるものとする。

  - (1) 意見聴取の会場における傍聴席の数に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者以外者の入場を禁ずること。
  - (2) 傍聴人の被服若しくは所持品を検査し、又は危険物、拡声器その他意見聴取の会場に持ち込むことを適当でないと認め、物の持ち込みを禁ずること。
  - (3) 前号の検査を拒む、妨げ、若しくは同号の禁止に從わない者又は意図的な事項が認められる者の入場を禁ずること。

(指示等)
- 第28条 主宰者は、傍聴人の意見聴取の会場への入場又は退場の際し、職員をして傍聴人に対し意見聴取の秩序を維持するために必要な指示をさせるものとする。

2 主宰者は、意見聴取の会場における秩序を維持するため、傍聴人に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

  - (1) 静粛に議事を聴取すること。
  - (2) 主宰者の意見聴取の指揮を妨害すること、意見聴取において発言する者の発言を妨害すること等により意見聴取の進行を妨げないこと。
  - (3) 不当な行状をしないこと。
  - (4) みだりに自席を離れないこと。
  - (5) 主宰者の指示に從うこと。

(準用規定)
- 第29条 第27条(第2号に限る。)及び前条の規定は、第22条第1項の規定により発言することができる者について準用する。この場合において、第27条第2号及び前条中「傍聴人」とあるのは「第22条第1項の規定により発言することができる者」と読み替えるものとする。

(指示に從わない者等に対する措置)
- 第30条 主宰者は、第28条第1項(前条において準用する場合を含む。)の指示に從わず、又は同条第2項(前条において準用する場合を含む。)各号に掲げる事項を遵守しない者に対し、退場その他の必要な事項を命ずることができる。

第3節 証拠調べ

(証拠書類等の提出)
- 第31条 当事者又はその代理人は、主宰者に対し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。この場合において、証拠書類又は証拠物及びそれらの内容と証明しようとする事実との関係を具体的に明らかにしなければならない。

(物件の提出要求)
- 第32条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

(参考人の証言)
- 第33条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、参考人に証言をさせることができる。

(鑑定)
- 第34条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、適当と認める者に鑑定を求めることができる。

(検証)
- 第35条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、検証をすることができる。

(証拠調べの申出の方式)
- 第36条 第32条から前条までの規定により証拠調べを申し出ようとするときは、証拠及びその内容と証明しようとする事実との関係を具体的に明らかにして行わなければならない。

(証拠調べの申出の却下)
- 第37条 主宰者は、第32条から第35条までに規定する申出が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申出を却下することができる。

  - (1) 証拠調べの申出が前条に定める方式によらないとき。
  - (2) 申出に係る証拠調べが必要と認められないとき。
  - (3) 証拠調べの申出が当事者又はその代理人の故意又は重大な過失により時機に後れた

- ため、これを行う場合には意見聴取の終結が遅延すると認めるとき。  
 (意見聴取期日を日外に場外に証拠調べる)
- 第38条 主宰者は、意見聴取における審理の適正な進行を図るため必要があると認めるときは、意見聴取の期日外において、第33条の規定により参考人に証言をさせ、又は第35条の規定により検証をするこがでる。この場合において、公安委員会が主宰者であるときは、その指名する公安委員又は意見聴取官にこれらの証拠調べることを行うことができる。
- 2 前項の証拠調べるを行うおうとするときは、主宰者は、あらかじめ、その日時及び場所を当事者又はその代理人に書面により通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、これらの事項を口頭で告げれば足りる。
- 3 第1項の証拠調べるを行った主宰者(同項後段の規定により公安委員又は意見聴取官に証拠調べるを行わせた場合にあっては、これらの者)は、証拠調べるの終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第6号の証拠調べ調書を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。
- (1) 事案の件名  
 (2) 証拠調べを行った日時及び場所  
 (3) 証拠調べを行った者(公安委員会が証拠調べを行った場合にあっては、これに加わった公安委員)の職名及び氏名  
 (4) 証拠調べに立ち会った者の氏名及び住所  
 (5) 参考人の証言の要旨又は検証の概況
- 4 第25条の規定は公安委員又は意見聴取官(これらの者が主宰者である場合を含む。)が第1項の証拠調べを行った場合について、第40条第2項及び第41条の規定は前項の規定により作成された証拠調べ調書について、それぞれ準用する。この場合において、第25条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは「第38条第3項の規定により作成した証拠調べ調書」と読み替えるものとする。  
 (証拠書類等提出を受けた場合の手続)
- 第39条 主宰者は、第31条の規定による証拠書類若しくは証拠物又は第32条の規定による物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第7号の提出物目録を作成しなければならない。
- (1) 事案の件名  
 (2) 提出を受けた年月日  
 (3) 提出をした者の氏名及び住所  
 (4) 提出を受けた証拠書類若しくは証拠物件又は物件(以下この条において「証拠書類等」という。)の標目並びに所有者の氏名及び住所
- 2 主宰者は、前項の規定により提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。
- 3 主宰者は、必要がなくなつたときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第8号の還付請書と引替えに行わなければならない。
- 第4節 意見聴取調書  
 (意見聴取調書の作成)
- 第40条 主宰者は、意見聴取の終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第9号の意見聴取調書を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。
- (1) 事案の件名  
 (2) 意見聴取の期日及び場所  
 (3) 主宰者(公安委員会が主宰者である場合にあっては、出席した公安委員)の職名及び氏名  
 (4) 出席した当事者又はその代理人、補佐人及び参考人の氏名及び住所  
 (5) 意見聴取の進行の要領  
 (6) 当事者又はその代理人の第19条第2項の規定による意見の陳述その他の発言の要旨  
 (7) 提出された証拠の標目及びその証拠調べの有無並びに証拠調べを行った証拠の内容  
 (8) 参考人の証言の要旨  
 (9) 検証の概況  
 (10) 意見聴取を公開しないこととした場合には、その旨及びその理由
- 2 意見聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。  
 (意見聴取調書の閲覧)
- 第41条 当事者又はその代理人は、前条第1項の規定により作成された意見聴取調書を閲覧することができる。
- 第6章 雑則  
 (意見聴取の公示に伴う措置)
- 第42条 公安委員会は、第15条第1項に規定する公示又は第16条第3項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。)若しくは第23条第2項の規定による公示をした場合においては、事案の件名並びに当事者の氏名及び住所を記載した書類を作成し、一般の閲覧に供するものとする。  
 (意見聴取の再開)

- 第43条 公安委員会は、意見聴取が終了した後において、命令を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことができる。
- 2 前項の規定により改めて意見聴取を行う場合には、意見聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともに、これらの事項を公示しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の意見聴取の手続については、前各章及び前条に定めるところによる。  
(書類の送達)
- 第44条 公安委員会が第14条第1項及び第23条第2項の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)に送達するものとする。
- 2 熊本県暴力団排除条例施行規則(平成23年熊本県公安委員会規則第4号)第20条及び第21条の規定は、前項の規定により送達する書類について準用する。
- 附 則  
この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 9 条関係)

### 代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日に

において行われる

意見聴取については、下記の者を代理人に選任したので、私に代わって出頭させます。

#### 記

代理人

住所

氏名

( 歳)

職業

当事者との関係

#### 備考

- 1 代理人に対して意見聴取に関する一切の手續をすることを委任する旨を明示した書面を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 号 (第 1 4 条関係)

熊公委第 号

意見聴取通知書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

あなたに対し、熊本県暴力団排除条例第 2 4 条第 5 項の規定による命令に係る同条例第 3 2 条第 1 項の意見聴取を、下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。

記

意見聴取の期日	
意見聴取の場所	
命令をしようとする理由	

意見聴取に際しての留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで命令をすることがあります。
- 2 あなたが代理人を意見聴取に出席させようとするときは代理人 1 人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 3 号 (第 1 6 条関係)

意見聴取 期日 変更申出書  
場所

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

年 月 日に において行われる意見

聴取の 期日 場所 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見聴取の件名

理由

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 4 号 (第 1 6 条関係)

熊公委第 号

意見聴取 期日 変更通知書  
場 所

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付け熊公委第 号で通知した意見聴取の 期日 場所 を下記の  
とおり変更したので通知します。

記

意見聴取の件名		
意見聴取の期日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見聴取の場所	変 更 前	変 更 後

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。



別記様式第 5 号 (第 2 3 条関係)

意見聴取続行通知書		第 号
		年 月 日
殿		㊟
年 月 日に		において
行った意見聴取を下記のとおり続行するので通知します。		
記		
意見聴取の期日	年 月 日 時 分から	
意見聴取の場所		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 号 (第 3 8 条関係)

<p>第 号</p> <p>証 拠 調 べ 調 書</p> <p>年 月 日</p> <p>㊦</p>	
事 案 の 件 名	
証 拠 調 べ を 行 っ た 日 時	
証 拠 調 べ を 行 っ た 場 所	
証 拠 調 べ に 立 ち 会 っ た 者 の 氏 名 及 び 住 所	
参 考 人 の 証 言 の 要 旨 又 は 検 証 の 概 要	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 7 号 (第 3 9 条関係)

### 提 出 物 目 録

年 月 日

㊦

熊本県暴力団排除条例第 3 2 条第 5 項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第 3 1 条又は第 3 2 条の規定により提出者が提出した下記目録の物件を受領した。

記

事 案 の 件 名				
提 出 者	氏 名			
	住 所			
提出を受けた年月日		年 月 日		
目 録				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考
取扱者	官職	氏名		㊦

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 8 号 (第 3 9 条関係)

還 付 請 書

年 月 日

殿

住所

氏名

㊟

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録

番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考
取扱者	官職	氏名		㊟

備考

- 1 目録欄の記載は、取扱者において行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 9 号 (第 4 0 条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>意見聴取調書</p> <p>年 月 日</p> <p>㊦</p>	
事 案 の 件 名	
意 見 聴 取 の 期 日	
意 見 聴 取 の 場 所	
当事者の氏名及び住所 (代理人・補佐人の 氏名及び住所)	
参考人の氏名及び住所	
意見聴取の公開の有無 (公開しないこととした 場合にはその理由)	

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 意見聴取を公開しないこととした場合における非公開に係る部分の意見聴取書については別とじで作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

意見聴取の進行要領

Form with horizontal dashed lines for writing.

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 意見聴取を公開しないこととした場合における非公開に係る部分の意見聴取書については別とじて作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

**熊本県公安委員会規則第6号**

熊本県暴力団排除条例第33条に規定する熊本県公安委員会の事務の警察署長への委任に関する規則を次のように定める。

平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県暴力団排除条例第33条に規定する熊本県公安委員会の事務の警察署長への委任に関する規則

熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第24条第4項の規定による命令に関する事務は、警察署長に委任する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第5号**

熊本県公安委員会が行う聴聞、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第5条第2項及び第34条第2項（同法第35条第5項において準用する場合を含む。）並びに熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第32条の規定に基づく意見聴取（1及び附則において「意見聴取」という。）並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所を次のように定める。

なお、平成6年9月19日熊本県公安委員会告示第11号（熊本県公安委員会が行う聴聞、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条第2項の規定に基づく意見聴取及び道路交通法第104条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する熊本県公安委員会の掲示板の場所）は廃止する。

平成23年3月15日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

1 聴聞（2に掲げるものを除く。）及び意見聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部の熊本県公安委員会掲示板

2 道路交通法第104条の2第2項の規定に基づく聴聞及び同法第104条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所

菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

熊本県運転免許センター前の熊本県公安委員会掲示板

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、意見聴取（熊本県暴力団排除条例第32条の規定に基づくものに限る。）に係る規定については、平成23年7月1日から施行する。